

令和6年度 共創・MaaS 実証プロジェクト(モビリティ人材育成事業)
みなかみ町地域交通人材育成プロジェクト 委託仕様書

1. 業務名

令和6年度 共創・MaaS 実証プロジェクト(モビリティ人材育成事業)
みなかみ町地域交通人材育成プロジェクト

2. 業務目的

路線バスや鉄道の利用者数は、現状維持を目指す目標設定に対してコロナ禍も相まって実績は減少傾向であり、その後回復まで至っていないのが現状である。公共交通の利用者数の減少が運行本数の減少や路線の減少を招き、運行本数と路線の維持が課題となっている。また、タクシーの営業時間も短く、営業時間外での移動手段の確保が難しい状況である。さらに、本町は県内一の面積を誇り、町内には水上温泉郷やアウトドアアクティビティをはじめとした様々な観光資源を有しており、インバウンド観光客もコロナ前の水準の 94%まで戻ってきているものの、観光客の移動手段は不十分な状況にあり、二次交通の充実も大きな検討課題となる。

併せて、住民の移動手段の確保や二次交通の充実を実現するにはどのような施策が適しているか、地域交通における関係者間での認識不足もあり、具体的な打ち手を地域横断で検討し実装していく取組が不十分な状況が続いている。また、町内での移動に限らず、市町村をまたいだ広域的な移動サービスの維持確保も喫緊の課題となっている。

こうした中、本事業では、他地域における交通再編の施策を参考にするとともに、住民アンケート等を通じた「潜在ニーズ・ペインポイントの抽出」を実施し、「既存交通資源把握」に基づいた実践的な地域交通のリ・デザイン手法を学び、推進する人材を育成する。また、住民の高齢化も進む中で自家用車に依存しない移動手段の確保や二次交通の充実を図るために、住民や観光客のニーズを可視化し、地域交通における関係者間での認識を合わせた上で、地域にマッチした新たな移動手段(住民参加によるボランティア運送、観光関係者による自家用有償旅客運送(ライドシェア)等)の導入等、新たな地域交通施策を立案することを目的とする。

3. 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、みなかみ町全域とする。

4. 実施期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

5. 業務内容

ア 人流データ取得および分析とそれに基づく講義・ワークショップの実施

・みなかみ町内拠点を中心とした人流データの分析

- ① 平日・土日祝日別
- ② 時間別
- ③ 年代別
- ④ 移動元地区別

・上記調査にかかる報告書作成

・上記調査に基づく講義・ワークショップの企画・資料の作成

イ 住民アンケートの実施・分析とそれに基づく講義・ワークショップの実施

・1,000部から2,000部を配布するみなかみ町内住民アンケートの実施

・上記アンケート調査にかかる報告書作成

・上記アンケート調査に基づく講義・ワークショップの企画・資料の作成

ウ 共創・MaaS 実証プロジェクト(モビリティ人材育成事業)の運営支援

・講義・ワークショップの企画

行政担当者／住民代表／地域交通事業者／観光関係者／福祉事業者等の関係者を集めた、人流データやアンケートデータに基づいた実践的な地域交通のリ・デザイン手法を学べる講義・ワークショップを企画する。

・企画に基づく講義・ワークショップのコンテンツ作成

・講義・ワークショップの進行およびファシリテーション

地域交通のリ・デザイン手法を効果的に参加者に理解いただくために、講義・ワークショップでは積極的に参加者とコミュニケーションをとりながら、参加者と一体となった進行を実施する。

・講義・ワークショップの参加者アンケートの実施ととりまとめ

・上記講義・ワークショップにかかる実施報告書作成

共創・MaaS 実証プロジェクトへの中間報告の支援と、最終報告書のとりまとめ支援を実施する。

6. 成果品(実績報告書)の提出

(1) 受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

ア. 人流データ分析報告書……………2部

イ. 住民アンケート実施報告書……………2部

ウ. モビリティ人材育成事業における講義・ワークショップにかかる資料……………2部

エ. モビリティ人材育成事業実施報告書……2部

オ. ア.～エ. の電子データ……………各1部

(2) 成果品の納入場所

みなかみ町役場企画課企画調整係

7. その他

- (1) 受託者は、関係法令遵守の上、本業務を遂行すること
- (2) 本業務の成果物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。)は、汎用的な利用が可能なものおよび受託者が従前から権利を保有しているものを除き、町および受託者の共有とすること
- (3) 本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせないこと。なお、第三者に委託する場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせること
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者および受託者双方で協議の上、決定すること